

品種登録出願の品種の名称の品種登録を阻害する目的がある 悪意の商標出願への対応について

平成 30 年 8 月

第 4 条第 1 項第 7 号（公序良俗違反）

公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

2. 本号に該当する例

- ①「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。
- ②以下略

1. 検討の背景

種苗法における品種登録は、出願後にその内容が公表され、その公表内容には品種の名称が含まれているところ、最終的な登録までに 3 年程度を要しているのが現状である。この登録までの 3 年間に、公表された品種の名称と同一又は類似の商標が商標登録されると、当該品種の名称は、その名称をもって品種登録ができないため、品種登録をする際に品種の名称の変更を余儀なくされる事象が生じることがある。

品種の名称は、それが品種登録されているときは、商標法第 4 条第 1 項第 1 4 号の「種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの」の規定により、商標登録できないこととなるが、品種登録出願中の品種の名称については、商標法において関連の規定は存在しない。

しかしながら、商標の出願が、その経緯に社会的相当性を欠くものあるときには、公序良俗に該当する商標として商標法第 4 条第 1 項第 7 号に該当すると商標審査基準に記載されていることから、品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標がその品種の名称の公表後に商標登録出願され、それが品種の名称の品種登録を阻害する目的があると認められる、いわゆる悪意の商標登録出願の場合は、商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものであるとして、商標の審査の運用において対応を検討できるのではないか。

2. 検討の方向性

品種登録出願中の品種の名称に対する悪意の商標登録出願について、商標法

第 4 条第 1 項第 7 号における商標審査基準の「当該商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合」に該当するものとして、「2. 本号に該当する例」に例示してはどうか。

【改訂案】

第 4 条第 1 項第 7 号（公序良俗違反）

公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

2. 本号に該当する例

①「大学」等の文字を含み学校教育法に基づく大学等の名称と誤認を生ずるおそれがある場合。

②～⑥略

⑦品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、その品種登録出願の出願公表後に商標登録出願をし、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的があると認められる場合。

【参考情報】**○商標法**

第四条第一項第十四号

種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

○種苗法

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

- 一 一の出願品種につき一でないとき。
- 二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。
- 三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。
- 四 出願品種に関し誤認を生じ、又はその識別に関し混同を生ずるおそれがあるものであるとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

（略）

（出願公表）

第十三条 農林水産大臣は、品種登録出願を受理したとき（前条第一項の規定により品種登録出願の補正をすべきことを命じた場合にあっては、その補正が行われたとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を公示して、その品種登録出願について出願公表をしなければならない。

- 一 品種登録出願の番号及び年月日
- 二 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 出願品種の属する農林水産植物の種類
- 四 出願品種の名称
- 五 出願公表の年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 農林水産大臣は、出願公表があつた後に、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は品種登録出願が拒絶されたときは、その旨を公示しなければならない。

（略）

（登録品種の名称の変更）

第四十八条 農林水産大臣は、登録品種の名称が第四条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合であることが判明したときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、育成者権者に対し、相当の期間を指定して、当該登録品種について同項各号のいずれにも該当しない名称を提出すべきことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により第四条第一項各号のいずれにも該当しない名称が提出されたときは、品種登録簿に記載して当該登録品種の名称をその提出された名称に変更しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により登録品種の名称を変更したときは、その旨を、当該登録品種の育成者権者に通知するとともに、公示しなければならない。